

令和5年6月23日
子ども・若者部
保育認定・調整課

認可保育園等の入園等に関する利用・調整基準の見直し
及びスケジュールの変更について（報告）

1 認可保育園等の入園等に関する利用・調整基準の見直し

(1) 主旨

就労の形態が多様化している社会的現状を踏まえ、保育の利用基準の類型を見直したので報告する。

(2) 見直し内容

①現状と課題

昨今、様々な業務形態やテレワークなど就労も多様化しているため、内職を自営や個人事業主と同等に整理し、就労の類型を見直す必要がある。

規則 別表1（第17条関係） 抜粋

番号	保護者の状況		基準 指数	利用 期間	
	類型	細目			
2	居宅内 労働	内職	週4日以上、かつ週30時間以上の就労を常態とする場合	20	
			月48時間以上の就労を常態とする場合	15	

②見直し結果

居宅内外、就労形態を問わず類型を「就労」に一本化する。

番号	保護者の状況		基準 指数	利用 期間	
	類型	細目			
1	就労	自営（業務委託契約等含む） 外勤（在宅勤務含む）	週5日以上勤務し、かつ週40時間以上の就労を常態とする場合	50	最長で就学前まで
			週5日以上勤務し、かつ週37時間以上の就労を常態とする場合	45	
			週4日以上勤務し、かつ週35時間以上の就労を常態とする場合	40	
			週4日以上勤務し、かつ週30時間以上の就労を常態とする場合	35	
			週3日以上勤務し、かつ週25時間以上の就労を常態とする場合	30	
			週3日以上勤務し、かつ週20時間以上の就労を常態とする場合	25	
			週3日以上勤務し、かつ週16時間以上の就労を常態とする場合	20	
			月48時間以上の就労を常態とする場合	15	

(3) 今後の予定

令和5年7月

規則改正

9月

「保育のごあんない」（9月1日発行）及び区ホームページにて周知
令和5年10月1日入園の選考から適用

2 入園選考スケジュールの変更

(1) 主旨

令和5年11月入園申込から令和6年4月入園選考結果公表までの期間について、育児休業復帰予定者等の要望を踏まえ、選考結果を早めて公表できるようにするため、各月の入園申込締切日を前倒しすることとしたので報告する。

(2) 見直し内容

①現状と課題

例年、11月入園から4月入園までの選考は短期間に集中して行うため、選考に係る期間を考慮し、申込締切日と結果公表日については変則的な日程となっている。

昨年度、令和5年4月入園の一次選考結果公表は1月26日、二次選考結果公表は2月24日であったが、特に育児休業から復帰して4月入園を予定している保護者にとっては勤務先と調整するためできる限り早く選考結果を知りたいとの要望があげられた。要望に応じ、従来どおりの選考期間を確保するために選考スケジュールを変更する必要がある。

②見直し結果

各月の公表日を数日程度早め、それに伴い入園申込締切日も前倒しする。

入園月	申込締切日	結果公表日
11月	9月27日(水)	10月6日(金)
12月	10月10日(火)	10月19日(木)
1月	10月20日(金)	11月13日(月)
2月	10月30日(月)	11月13日(月)
4月(一次)	11月15日(水)	1月24日(水)
4月(二次)	2月1日(木)	2月21日(水)

(3) 今後の予定

令和5年9月 「保育のごあんない」(9月1日発行)及び区ホームページにて周知

3 在園児童のきょうだいの出生に伴う在園期間の制限の見直しについて

(1) 主旨

在園児童のきょうだいの出生に伴う育児休業を取得した際、クラス年齢にかかわらず継続して在園を認めることとしたので報告する。

(2) 見直し内容

①現状と課題

これまで区は、待機児童の課題を踏まえ、在園児童のきょうだいが出生したことによる育児休業の取得にあたっては、在園児童のクラス年齢に応じて在園期間の制限を行ってきた。(出生児が満1歳を超える時点で、引き続き育児休業を取得する場合、2歳児クラス以下の在園児はその年度末まで在園)
育児休業の取得を推進するためにも制限を見直す必要がある。

②見直し結果

区では子育て支援の観点から、在園児童のきょうだいの出生に伴う育児休業取得による在園期間の制限を撤廃する。

※在園児にかかる育児休業を再取得した場合の在園については認めていない。

(3) 今後の予定

令和5年9月 「保育のごあんない」(9月1日発行)より本件の記載を削除
区ホームページにて変更内容を周知